

豊田市社会福祉大会における表彰要件と推薦依頼課（市社協会長表彰・市社協会長感謝）（基準日：令和8年10月1日）

対象者の区分	顕彰の種類	規則・規程	現職職の別	功績概要	期間	表彰(必要)	除外条件	推薦者	推薦様式	提出先	関係団体・施設	依頼課
民生委員・児童委員	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	豊田市民生委員児童委員協議会	よりそい支援課
自治区長	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)イ」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	豊田市区長会	地域交流課
保護司	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)ウ」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	豊田保護区保護司会	こども・若者政策課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	(社協) 豊田市社会福祉協議会	(社協) 総務課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	(社協) 豊田市福祉事業団	障がい福祉課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	豊田市高齢者クラブ連合会	地域交流課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1 ※2	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	豊田市シルバー人材センター	産業人材活躍課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1 ※3	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	更生保護女性会、豊田市子ども会育成連絡協議会	こども・若者政策課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	一般社団法人豊田市身障協会、豊田地域精神障害者家族会「あけぼの会」、その他これに類する団体	障がい福祉課 保健支援課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	豊田市赤十字奉仕団	(社協) 総務課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	豊田市戦没者遺族連合会、その他これに類する団体	やすらぎ福祉総務課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	市内に本部を有する社会福祉法人	やすらぎ福祉総務課、よりそい支援課、生活福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、こども・若者政策課、保育課、こども相談課、おやこ応援課
社会福祉団体の役員【市社協会長表彰】	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式3)	社協総務課	その他福祉団体と認定するのが適当と認めた団体	該当課
ボランティア活動功労者(団体・個人) ※保育園等への教材農園等の提供は別項目	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」	現在活動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	8年以上	なし	同区分による表彰受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦(様式3)	社協総務課	市社協ボランティアセンターが把握しているボランティアセンター登録団体・それ以外のもの	(社協) 総務課
ボランティア活動功労者(団体・個人) ※保育園等への教材農園等の提供は別項目	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」	現在活動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	8年以上	なし	同区分による表彰受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦(様式3)	社協総務課	民生児童委員が情報把握しているボランティア団体・グループ・個人	よりそい支援課
ボランティア活動功労者(団体・個人) ※保育園等への教材農園等の提供は別項目	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」	現在活動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	8年以上	なし	同区分による表彰受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦(様式3)	社協総務課	社会福祉法第2条等に規定される事業を実施している市内の事業所	やすらぎ総務福祉課、よりそい支援課、生活福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、こども・若者政策課、保育課、こども相談課、おやこ応援課
ボランティア活動功労者(団体・個人) ※保育園等への教材農園等の提供は別項目	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」	現在活動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	8年以上	なし	同区分による表彰受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦(様式3)	社協総務課	老人福祉センター(A型)、豊寿園、身体障がい者福祉センター(B型)、豊田市障がい者福祉会館	(社協) 総務課
ボランティア活動功労者(団体・個人) ※保育園等への教材農園等の提供は別項目	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」	現在活動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	8年以上	なし	同区分による表彰受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦(様式3)	社協総務課	(社協) 豊田市福祉事業団：障がい児就労・生活支援センター、喜多ハウス、けやきワークス、第二ひまわり、暖、豊田市子ども発達センター、ひまわり、たんぽぽ、なのはな、あおぞら、あおぞら おひさま、豊田市子ども発達センターオアシス、指定特定相談支援事業所たよりん	障がい福祉課
豊田市社会福祉協議会の役員	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(3)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの (理事、監事、評議員、委員会の委員)	10年以上	なし	同区分による表彰受賞者	市社協会長	推薦(様式3)	社協総務課	(社協) 豊田市社会福祉協議会	(社協) 総務課
介護者	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(3)イ」 顕彰取扱規程「第2条(5)」及び「第3条 別表」	現在介護中	・介護を要する高齢者及び心身障がい者の身の回りの世話を中心となつて行っている者 ・介護内容が他の模範であること	継続して7年以上	なし	同区分による表彰受賞者	民生委員・児童委員 介護支援専門員	推薦	社協総務課	豊田市民生委員児童委員協議会 民生委員・児童委員	よりそい支援課
その他社会福祉事業推進功労者(寄付者)	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(3)ウ」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		市社会福祉協議会のために継続して寄付し、その合計額が100万円以上となった者、並びに一時金で100万円以上の寄付をした者		なし	(2度以上の同一行為が行われた場合はそのつど顕彰の対象とする)	市社協会長	推薦(様式3)	社協総務課	(社協) 豊田市社会福祉協議会	(社協) 総務課
その他社会福祉事業推進功労者(寄付者以外)	表彰	(市社協) 顕彰規則「第3条(3)ウ」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		その他社会福祉事業に尽力し、特に表彰することが適当と認められる者		なし	同区分による表彰受賞者	福祉事務所長 福祉施設の長 福祉団体の長 市社協会長	推薦(様式3)	社協総務課		やすらぎ福祉総務課、よりそい支援課、生活福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障がい福祉課、保育課 (社協) 総務課 該当課
民生委員・児童委員	感謝	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの	5年以上	なし	同区分による表彰又は感謝受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式4)	社協総務課	豊田市民生委員児童委員協議会	よりそい支援課
自治区長	感謝	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)イ」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの	5年以上	なし	同区分による表彰又は感謝受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式4)	社協総務課	豊田市区長会	地域交流課
保護司	感謝	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)ウ」 顕彰取扱規程「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの	5年以上	なし	同区分による表彰又は感謝受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式4)	社協総務課	豊田保護区保護司会	こども・若者政策課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	(市社協) 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	5年以上	なし	同区分による表彰又は感謝受賞者	団体の長又は所管する部局の長	推薦(様式4)	社協総務課	(社協) 豊田市社会福祉協議会	(社協) 総務課

豊田市社会福祉大会における表彰要件と推薦依頼課（市社協会長表彰・市社協会長感謝）（基準日：令和8年10月1日）

対象者の区分	顕彰の種類	規則・規程	現職職 の別	功績概要	期間	表彰 （必要）	除外条件	推薦者	推薦様式	提出先	関係団体・施設	依頼課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	（社福）豊田市福祉事業団	障がい福祉課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1 ※2	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	豊田市高齢者クラブ連合会	地域交流課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1 ※2	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	豊田市シルバー人材センター	産業人材活躍課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1 ※3	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	更生保護女性会、豊田市子ども会育成連絡協議会	こども・若者政策課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	豊田市身障協会、豊田西加茂地域精神障害者家族会「あけぼの会」、その他これに類する 団体	障がい福祉課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	豊田市赤十字奉仕団	（社協）総務課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	豊田市戦没者遺族連合会	やすらぎ福祉総務課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	その他福祉団体と認定するのが適当と認めた団体	該当課
社会福祉団体の役員【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)エ」 顕彰取扱規程「第2条(1)」及 び「第3条 別表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※1	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長 又は 所管する部局の長	推薦（様式 4）	社協総務課	市内に本部を有する社会福祉法人	やすらぎ福祉総務課、より そい支援課、生活福祉課、 高齢福祉課、介護保険課、 障がい福祉課、こども・若 者政策課、保育課、こども 相談課、おやこ応援課
民間社会福祉施設の従事者【市社協会長感謝】	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)オ」 顕彰取扱規程「第2条(2)」及 び「第3条 別表」	現職	地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※5 ※6 ※7	8年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	所管する部局の長 施設の長 市社協会長	推薦（様式 4）	社協総務課	社会福祉法第2条等に規定される事業を実施している市内の事業所	やすらぎ福祉総務課、より そい支援課、生活福祉課、 高齢福祉課、介護保険課、 障がい福祉課、こども・若 者政策課、保育課、こども 相談課、おやこ応援課
相談員	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)カ」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※4	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長、所管する部 局の長、市社協会長	推薦（様式 4）	社協総務課	市委嘱職員：身体障がい者相談員、身体障がい者結婚相談員、知的障がい者相談員	障がい福祉課
相談員	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(1)カ」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」		地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの ※4	5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	団体の長、所管する部 局の長、市社協会長	推薦（様式 4）	社協総務課	市委嘱職員：母子自立支援員（母子相談員）、家庭相談員、育児支援専門員、女性相談員	こども相談課、おやこ応援 課 豊田加茂児童相談センター
ボランティア活動功労者（団体・個人） ※保育園等への教材農園等の提供 は別項目	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」	現在活 動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	4年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦（様式 4）	社協総務課	市社協ボランティアセンターが把握しているボランティアセンター登録団体・それ以外のもの	（社協）総務課
ボランティア活動功労者（団体・個人） ※保育園等への教材農園等の提供 は別項目	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」	現在活 動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	4年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦（様式 4）	社協総務課	民生児童委員が情報把握しているボランティア団体・グループ・個人	よりそい支援課
ボランティア活動功労者（団体・個人） ※保育園等への教材農園等の提供 は別項目	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」	現在活 動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	4年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦（様式 4）	社協総務課	社会福祉法第2条等に規定される事業を実施している市内の事業所	やすらぎ福祉総務課、より そい支援課、生活福祉課、 高齢福祉課、介護保険課、 障がい福祉課、こども・若 者政策課、保育課、こども 相談課、おやこ応援課
ボランティア活動功労者（団体・個人） ※保育園等への教材農園等の提供 は別項目	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」	現在活 動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	4年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦（様式 4）	社協総務課	老人福祉センター（A型）、豊寿園、身体障がい者福祉センター（B型）、豊田市障がい者福 社会館	（社協）総務課
ボランティア活動功労者（団体・個人） ※保育園等への教材農園等の提供 は別項目	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(2)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」	現在活 動中	社会福祉に対する功績が顕著であること	4年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	市社協会長 民児協会長 福祉施設の長	推薦（様式 4）	社協総務課	（社福）豊田市福祉事業団：障がい児就労・生活支援センター、喜多ハウス、けやきワー クス、第二ひまわり、暖、豊田市子ども発達センター、ひまわり、たんぽぽ、なのはな、あおぞら、 豊田市子ども発達センターオアシス	やすらぎ福祉総務課、より そい支援課、生活福祉課、 高齢福祉課、介護保険課、 障がい福祉課、こども・若 者政策課、保育課、こども 相談課、おやこ応援課
豊田市社会福祉協議会の役員	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(3)ア」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」	職員は 現職	地域福祉、社会福祉の発展に尽くし、その功績の顕著なもの	（理事、監事、評議員、 委員会の委員） 5年以上	なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	市社協会長	推薦（様式 4）	社協総務課	（社福）豊田市社会福祉協議会	（社協）総務課
その他社会福祉事業推進功労者 （寄付者）	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(3)ウ」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」		市社会福祉協議会のために継続して寄付し、その合計額が10万円以上 となった者、並びに一時金で10万円以上の寄付をした者		なし	（2度以上の同一行 為が行われた場合は そのつど顕彰の対象 とする）	市社協会長	推薦（様式 4）	社協総務課	（社福）豊田市社会福祉協議会	（社協）総務課
その他社会福祉事業推進功労者 （寄付者以外）	感謝	（市社協） 顕彰規則「第3条(3)ウ」 顕彰取扱規程「第3条 別 表」		その他社会福祉事業に尽力し、特に感謝することが適当と認められる者		なし	同区分による表彰 又は は感謝受賞者	福祉事務所長 福祉施設の長 福祉団体の長 市社協会長	推薦（様式 4）	社協総務課		やすらぎ福祉総務課、より そい支援課、生活福祉課、 高齢福祉課、介護保険課、 障がい福祉課、保育課 （社協）総務課 該当課

豊田市社会福祉大会における表彰要件と推薦依頼課（市社協会長表彰・市社協会長感謝）（基準日：令和8年10月1日）

対象者の区分	表彰の種類	規則・規程	現職職 の別	功績概要	期間	表彰 (必ず)	除外条件	推薦者	推薦様式	提出先	関係団体・施設	依頼課
--------	-------	-------	-----------	------	----	------------	------	-----	------	-----	---------	-----

備考 ※1 役員とは各団体の規約等に定められた役員(会長、副会長、会計、書記、監事及びこれに準ずる者として団体の長が推薦する者)とする。

※2 高齢者クラブについては、単位クラブ会長までとする。

※3 子ども会については、単位クラブ会長までとする。

※4 女性相談員は豊田市内を活動区域として従事した期間。

※5 ・豊田市内に住所を有する施設における在職期間のみ。

・産休、育休及びその他休職期間は在職期間から除く。

※6 施設については施設長をはじめ、事務員、調理員等を含む。

※7 市職員(派遣職員を含む)、市社協職員は表彰対象外。